

令和6年2月からの岡山県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県の交付する福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）については、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日付け、障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び同日付け、こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）であって、別紙1の表1「サービス区分」欄のいずれかに該当するものを運営する者とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象事業者が、国の実施要綱に基づいて、令和6年2月から同年5月までの間に、対象事業者が運営する障害福祉サービス事業者等（別紙1の表1「サービス区分」欄のいずれかに該当するものに限る。）に勤務する福祉・介護職員及びその他の職員に対して、賃金改善を行う事業とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる（1）の額に（2）を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（1）一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。）

(2) 別紙1の表1「サービス区分」欄のサービスごとに、同表「交付率」欄に掲げる率

(交付の申請)

第5条 規則第4条の申請は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、令和6年4月15日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 対象事業者に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第10条の申請は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更承認申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽易な変更の範囲)

第8条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の報告は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（第 3 号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第 6 条（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日から 1 か月を経過した日）までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 11 条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(調査)

第 12 条 知事は補助事業の実施に関して、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(概算払)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 知事は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 賃金改善について、国の実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
- (2) この要綱の規定又は第 6 条に定める交付の条件に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

別紙 1

表 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

| サービス区分 | 交付率 |
|-------------------|------|
| 居宅介護 | 1.6% |
| 重度訪問介護 | 1.6% |
| 同行援護 | 1.6% |
| 行動援護 | 1.6% |
| 重度障害者等包括支援 | 1.6% |
| 生活介護 | 0.8% |
| 施設入所支援 | 1.6% |
| 短期入所 | 1.6% |
| 療養介護 | 1.6% |
| 自立訓練（機能訓練） | 0.9% |
| 自立訓練（生活訓練） | 0.9% |
| 就労移行支援 | 0.7% |
| 就労継続支援 A 型 | 0.7% |
| 就労継続支援 B 型 | 0.7% |
| 就労定着支援 | 0.7% |
| 自立生活援助 | 0.7% |
| 共同生活援助（介護サービス包括型） | 1.1% |
| 共同生活援助（日中サービス支援型） | 1.1% |
| 共同生活援助（外部サービス利用型） | 1.1% |
| 児童発達支援 | 1.1% |
| 医療型児童発達支援 | 1.1% |
| 放課後等デイサービス | 1.1% |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 1.1% |
| 保育所等訪問支援 | 1.1% |
| 福祉型障害児入所施設 | 2.1% |
| 医療型障害児入所施設 | 2.1% |

注 1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援及び自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

| サービス区分 | 交付率 |
|------------------------------|-----|
| 計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着） | 0% |
| 障害児相談支援 | 0% |